

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 2 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会
開 催 日 時	平成 2 2 年 5 月 2 5 日 (火) 午前 1 0 時～ 1 2 時
開 催 場 所	市役所 3 階 3 0 1 会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：添田座長、荒井副座長、波多野委員、岡本委員、栗原委員、永井委員、菅原委員、杉本委員、浦川委員、朝倉委員、見崎委員、小川委員、河野委員 欠席者：椎木委員、久保田委員 事務局：地域福祉課長、地域福祉課主査（地域福祉グループ）、地域福祉課主事（地域福祉グループ）、健康福祉部長、障害福祉課主査（業務グループ）、コンサルタント（2名）
報 告 事 項	(1) 第 1 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録（要旨）について（資料 1） (2) その他
議 題	(1) 第 1 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修正事項等の検討について (2) 地域福祉計画の素案（第 4 章）の検討について (3) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 障害者の「害」の字の取り扱いについて。国および都の動向をふまえながら、言葉そのものの変更も含め、判断することとし、基本理念の表現については、素案のとおり承認する。地域福祉エリアの設定についても、素案のとおり承認する。 (2) 発達障害および高次脳機能障害について、盛り込むか否かについて策定委員会において検討を行うこととする。自転車の乗り方に関する文言を盛り込むことについて、表現を検討し盛り込む。「地域の見守り活動の推進」に自治会に関して盛り込むことについて、「市民（地域住民）にできること」として盛り込む。事業を特定することについて、引き続き所管課と調整して検討する。また、進捗を明らかにするために、指標を数値化することについて、引き続き所管課と調整を図る。虐待については、子どもの虐待防止だけでなく高齢者の虐待防止の取り組みについても、文言を追加する。 (3) 次回の開催日は、6月29日（火）午前10時からとする（市議会の日程により変更となる場合には、委員全員に連絡の上、調整を図る。）。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局)	※ 議事進行前に、座長により配付資料の確認と、委員の出欠について確認が行われた。 報告事項 (1) 第 1 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修正事項等の検討について（参考「資料 1 第 1 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録（要旨）」） 【説明要旨】 ● 「第 1 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録（要旨）」については、資料 1 のとおりである。修正などがあれば、後ほど事務局まで御連絡いただきたい。修正があれば修正の上、会議録（要旨）を確定し、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第 1 1 条及び第 1 2 条の規定に基づき、市政情報コーナー及び市のホームページ上で公開させていただく。

【主な意見等】

- 特になし。

(2) その他

- 特になし。

【主な意見等】

- 特になし

議題

(1) 第1回地域福祉計画等策定懇談会における修正事項等の検討について
(参考「資料2 障害者の「害」の表記について」、「資料3 第3章計画の基本的な考え方(基本理念と施策体系)」)

- 前回の策定懇談会において御指摘を受けた箇所について、5月13日開催された策定委員会で検討したので報告する。

1点目は、障害者の「害」の字の取り扱いで、平仮名表記の方がよいという御指摘である。

国では「障がい者制度改革推進本部」において議論されており、賛成反対等の意見が多数出され、結論には至っていない状況である。都では、具体的な検討は行われていないが、近隣市では、多摩市、町田市、あきる野市、三鷹市などが「がい」を平仮名表記している。

策定委員会で検討した結果、本市の対応としては、「障害の『害』」の字のみならず、『障』の字についても併せて検討する必要性が指摘されていることから、政府の「障がい者制度改革推進本部」における結論及び都の動向を受けて判断することが妥当と考えている。

2点目は、「だれもが身近な地域や家庭で安心して自分らしく暮らせる福祉のまち」という基本理念の表現方法についてである。

「だれもが」は「身近な地域」にかかるのか、「身近な地域や家庭」にかかるのかということだった。前回の策定懇談会においては、施設から在宅へと考え方の変更などにより、「だれもが」は「身近な地域」や「家庭」の双方にかかっていくと説明したが、策定委員会では、「だれもが」は「安心して自分らしく暮らせるまちづくり」にかかるという意見が多数出された。また、「だれもが」の後にスペースを置いた方がよいなどの意見も出された。そこで誤解を避けるため、長期総合計画の「安心していきいきと暮らせるまちづくり」という基本理念も踏まえ、「安心して」から改行し2段書きで表現した。

3点目は、「地域福祉エリア」の再設定についてである。

前回から状況が変化しているので、再設定してはいかがかということだった。策定委員会では、新青梅街道で西部エリアを区切り、北部エリアに編入する案や都市計画マスタープランと同様に市内を5つのエリアに再設定する案も出された。

結論としては、今回は、地域福祉エリアは再設定せず、第5期介護保険事業計画で見直しを検討することとなった。介護保険事業計画には、「日常生活圏域」というものがあり、当市では、これを「地域福祉エリア」と同一のエリアとして位置付けている。介護保険事業計画上の「日常生活圏域」は、そのエリアにおいて、高齢者施設や居宅サービスの事業目標量が設定されており、最終的には介護保険料に結び付いていく。福祉におけるエリアを二重設定し、市民や事業者の混同・混乱を招かないよう配慮する必要性も考え、地域福祉エリアを現行どおりとし、第5期介護保険事業計画策定時にその見直しを検討したい。

4点目は、次の議題(2)「第4章基本計画(取り組みの展開)」で詳細を説明するが、各事業の「達成度」を表記せよという御意見であった。また、「事業評価」も行うべきであるということであった。達成度及び事業評価については、議題(2)で説明する。

【主な意見等】

- 1点目の「害」の表記について。意見・質問はあるか。
- 当事者としては、「害」は平仮名がよい。
- その他に意見はあるか。今回の策定懇談会で結論を出すのか。
- 本日いただいた意見を策定委員会に投げかけ、キャッチボールしていきたい。「害」のみならず「障」についても検討の必要があると考えている。

しかし、市において、この計画書の表記のみ変更するとなると混乱が生じる。したがって、地域福祉計画の表記だけでなく公用文も含め、国・都の動向を踏まえ、前向きに検討したいと考えている。

- いつ頃になるのか。
- 今後、障害者計画の策定も控えているので、今後も引き続き検討していく。
- 多摩市など、都下で先行して「がい」とした意味はいかがか。
- 市長の鶴の一声であるとか、様々である。国も検討を始めているので、国の動向を見て判断したい。「障害」の表現自体が変更となった場合に、色々な表現が出てきてしまう状態があると分かりづらくなる。統一性がなくなってしまうので、今回はこのままの表現にしたい。
- 教育機関ではどう受け取るのかということもある。市と教育委員会で考え方があると思うが。教育委員会は表現の仕方について熟慮されているところだと思うが、教育委員会では、何か特別な話はあるか。
- 直接の回答とはならないが、新規事業の「交流教育の推進」を御覧いただきたい。この項目では、もともと、「交流を行いましょう」ということで、事務局の案では、普通学級と特別支援学級の交流のことも記載していたが、教育委員会の担当者から、本来、「普通学級」という表現はなく、交流は日常生活の中で当たり前のことであり、健常者、障害者と区別しないでいただきたいとのことであったため、削除させていただいた経過がある。また、その話の中では、子どもの時からそういったことを植え付けたくないで、記載しないでいただきたいとのことであった。

市と教育委員会とは別であるので、別の考え方をしても問題はないが、市としては統一した表現をとらせていただきたい。数年前「痴呆症」が「認知症」に変更になった時は、企画財務部から通知し、庁内で統一を図った経過もある。「障害」については、「害」を平仮名にすることによって、全ての表記が変わってくる。また、策定委員会では「差し障りがある」という「障」についても変えなければならないという意見が出ている。すべてを平仮名表記にすると「涉外」なのか、「障害」なのか分かりにくくなる。大変申し訳ないが、策定委員会の結論としては、一度に変えてしまおうということになった。障害をお持ちの方にとっては、「害」の字のイメージが悪く、変えたいと思われているということも十分承知してはいるが、一度に変えさせていただきたいと考えている。それを受けて、策定懇談会からまた意見をいただき委員会に投げかけたい。

- 国の動きはいつ頃になるのか。

- 政府ではまだまとまっていない。いろいろな意見が出ているようである。市では、いろいろな意見を踏まえた上で、前向きに判断し、表記を直す方向で考えている。
- 当事者としては、「害」が「がい」に変わっただけでも、この役所はよく分かってくれているな、先進的な考え方をしているなど感じる。
- ボランティアセンターで機関紙を発行している。機関紙では、はじめは障害の「害」を漢字で出していたが、現在は平仮名表記にして出している。障害をお持ちの方から、逆に差別を受けているようである。納得しているので漢字表記にさせていただきたいという要望も来ている。我々も検討はしているが、今後続く問題なので、行政は早く方針を決めていただきたい。
- 考え方や価値観が影響するところである。市は、表記を変えないということではなく、前向きに検討しているということである。今後も検討を続けていただきたい。今回は漢字表記ということではどうか。
- 異議なし。
- 2点目の基本理念の表現方法について。よろしいか。
- 異議なし。
- 3点目の地域福祉エリアについて。介護保険事業計画との整合性ということで統一できるのはよい。地域での見守りなどを考えると、もっと地理的に小さなエリアも考えられるが、再設定しないということではどうか。
- 異議なし。
- では、原案のとおり承認する。

(2) 地域福祉計画の素案（第4章）の検討について（参考「資料4第4章基本計画（取り組みの展開）」）

- 「第1節 みんなが参加しているまちづくり」についてを御覧いただきたい。「平成16年度」と「目標（平成22年度）」については、現行計画と同様となる。また、平成21年度末を捉えた「現状」と「目標（平成27年度）」については、本日での段階では参考値であるとお考えいただきたい。というのは、策定懇談会からの意見を踏まえ、達成度を挿入するため関係各課から各項目について聴取したのだが、現行の地域福祉計画の表現方法が事業毎に捉えるのではなく、大まかな施策ごとに捉えているため、例えば「①広報・啓発活動等の推進」では、市の福祉全体の広報活動が述べられており、事業の特定が困難であった。現段階では、全体としてみればホームページの刷新や市報での「福祉の窓」の掲載、各種パンフレットの発行を掲載し、また、事業が増加していることもあるため、5年前より「充実」という表現になっている。

委員には本日お示しした達成度や目標値については参考値としていただき、本日の検討内容としては、各項目の文言等へ意見をいただきたい。また、今後、関係各課から詳細な数値を収集し、その達成度をお示しするので、お時間をいただきたい。なお、5年前と現在との比較が困難な場合、5年後には達成度や比較ができるような手法を検討したい。また、策定懇談会の意見の中に、達成度についてパーセンテージ表記できないかという意見もあったが、現実的には現行計画に数値が掲載されているのは、予防接種等に限られているため、表記方法については、今後、策定懇談会の皆様と検討していきたい。本日は数値表記が可能なものは掲載させていただいている。

第4章について、現行計画と比較し、変更した箇所を中心に説明する。構成については、「市が行うこと」、「市民（地域住民）にできること」、「市内の事業者（所）にできること」の3つの構成で各項目について紹介している。また、参考として、事業所管課を掲載し、現行の地域福祉計画のページを掲載させていただいている。

「第1節 みんなが参加しているまちづくり」についてのめざす地域像は、「さまざまな地域福祉活動や交流が活発に行われているまち」、「活動の場や機会、活動のための情報等が整備され、また支援を必要とする人と活動者を結びつけるコーディネート機能が充実していて、ボランティア団体・NPO法人のメンバーや個人ボランティアが活動しやすいまち」、「地域福祉活動団体などの活動環境が整い、自主的な活動が盛んに行われているまち」とした。「1 さまざまな地域福祉活動や交流の推進」の「実現のためのおもな取り組み」については、①広報・啓発活動等の推進、②地域における交流の場・機会の確保、③ボランティア活動の推進への支援、については、現行と大きな変更はないが、「市が行うこと」、「市民（地域住民）にできること」、「市内の事業者（所）にできること」とした。市が一方的に行うのではなく、市と市民と事業者が一緒になって、地域福祉を推進したいという考え方からである。後ほど、「市民（地域住民）にできること」、「市内の事業者（所）にできること」を中心に意見等をいただきたい。

「2 地域における福祉活動の基盤の強化」については、コミュニティ施設の無休化をはじめ今後とも推進していきたい。

「3 活動団体間のネットワークづくりの推進」については、①地域福祉活動団体等への支援」が新規項目となる。平成14年に開設したボランティアセンターにおいて、会議室の貸し出しをはじめ、ボランティア情報の提供などを行っているため追加した。

「第2節 だれもが身近な地域で安心して暮らせるまちづくり」についてのめざす地域像は、「障害のある人や高齢者等が身近な地域で就労することができるまち」、「バリアフリー化・ユニバーサルデザインが実現し、外出支援が整っていて、住民のだれもが安心・快適に外出することができるまち」、「支援を必要としている人を地域ぐるみでそれとなく見守り、安否を確認したり犯罪等に巻き込まれないよう気を付けたりする住民意識や体制が確立されているまち」、「災害や急病等の緊急時に、支援が必要な人が近隣の住民から適切な援助を受けられ、安心して生活することができるまち」、「住民の誰もがノーマライゼーションや「地域福祉計画」の理念等を理解し、困っているときには自然に互いに助け合うことができるような、偏見や差別のない福祉文化が根づいているまち」、「さまざまな相談の場が整備されていて、みんなが、相談したいことがあるときは、身近で便利に相談することができ、住み慣れた地域で安心して生活を送れるようなまち」、「福祉関連の内容をはじめとした多様な情報が、受け取る人それぞれに配慮した形で提供、伝達されているまち」、「判断能力が十分でない人が必要に応じて成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を適切に利用し、住み慣れた地域の中で安心・快適に暮らしていけるまち」、「高齢者や子ども、障害のある人等への虐待のない、安心して生活できるまち」である。

「1 就労の場の確保」については、市の窓口がパイプ役となり今後とも関係機関につないでいきたい。

「2 『福祉のまちづくり』の推進」では、③放置自転車対策等の

推進が新規項目となる。視覚障害者用の点字ブロックの上に無造作に自転車が放置されているので、今後とも、だれもが通行しやすい環境づくりを行っていききたい。④「外出を支援するしくみの充実」も新規項目である。現在、民生・児童委員の皆さんはある高齢者施設のショッピング・ボランティアを行っており、その紹介という面もあるが、今後とも支援に努めていきたい。

「3 安心・安全のまちづくりの推進」では、事業の特定が可能であったので、開催数や団体数を記載した。④災害時要援護者対策の推進の目標値は「充実」となっているが、当市は「手挙げ方式」を採用しており、希望した要援護者の方の情報を特定機関に提供している。所管課からは、個人情報を外部に提供したくない方も多数いらっしゃるため、今後ともPRは行っていくが、どこまで数値が伸ばせるか見当がつかないということで「充実」とした。

「4 福祉教育の推進」では、②交流教育の推進が新規項目となる。現在、子どもたちと各施設との交流が行われているので、今後とも、推進するため、掲載した。

「5 相談体制・情報提供の充実」では、③相談員などの資質の向上のための支援、④わかりやすい情報提供の推進が新規項目となる。現在も行われているが、今後とも各相談員の研修やわかりやすい情報提供を行うため追加した。②（仮称）権利擁護センターの設置等については、新規でなく、現行計画に掲載されているので訂正いただきたい。権利擁護センターについては、財政や関係機関との調整が図れなかったこともあり、未設置となっている。所管課では、平成27年度ではなく、財政当局との許可が出れば、来年度にも設置したいと考えている。③権利行使の支援については、市の事業ではないが、現在、社会福祉協議会で行われているので追加し、④虐待防止ネットワークの充実は、子育て支援課が児童相談所などと緊密に連携をとっているため追加した。

「第3節 保健・医療と連携した総合的な地域福祉サービスのあるまちづくり」についてのめざす地域像は、「介護保険サービス、各種福祉サービスや保健、医療サービス等を必要とする人が、質の良い効果的なサービスを利用して、住み慣れた地域の中でその人らしく自立して生活することができるまち」、「万一福祉サービスについて苦情があったとき、利用者が気兼ねなく相談できる窓口が整っているまち」である。

この項目については、すべて新規となるが、内容としては、現在、各所管課が行っていることであり、介護保険や自立支援法の枠外で市の単独事業として行っているものや都の補助事業として行っているものもある。

「6 保健・医療等の推進」では、来年度策定される健康増進計画との整合を図る必要があるため、詳細な数値は割愛する方向で考えている。

「第4節 生活困窮者を支え、自立を促進するまちづくり」についてのめざす地域像は、「生活保護制度の適正な運用が図られ、生活に困窮した人が、経済的な不安を解消し医療・介護サービスをより安心して受けることができるまち」、「関係機関が連携し、各種相談に対応しながら就労・自立支援の継続実施により、生活に困窮した人を支え、自立を促進するまち」である。

生活保護施策については、国の法律もあるため、「充実」や「緩和」などはできないが、「2 生活困窮者への就労支援」について

は、生活福祉課に「就労支援員」を本年度1名増員し、現在2名体制で行っているため、経済状況次第では増員も考える必要がある。

以上、達成度及び目標の掲載方法については今後検討させていただく。

また、もう1点の指摘事項である事業評価について。当市では市民の視点に立った成果志向の行政運営への転換、透明性の高い行政運営の実現等を目的に、平成14年度から「行政評価制度」を施行・導入しており、各年度において前年度に実施した事務事業等の一部について事後評価（一次・二次評価）を行い、必要に応じて学識経験者及び市民で構成する行政評価委員会に意見を求めている。そのため、地域福祉計画の中では検討しない方向で進めさせていただきたい。

本日の検討内容としては、各項目の文言等への意見をいただきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

- 各項目への意見はあるか。
- 発達障害についての表記が見当たらないが、適切に加えていただきたい。発達障害は見た目にはわからないが、社会生活上の苦しみを抱えている人がいる。啓蒙の意味も含めて加えていただきたい。また、「④虐待防止ネットワークの充実」とあるが、虐待という括りならば、子どもだけでなく高齢の方や障害者にも対策が必要だ。そのほか、次世代育成支援行動計画（後期計画）の中に、フェニールケトン尿症についての記載があるが、この病気が知的障害を防ぐ事実はないので訂正した方がよい。
- 地域福祉計画は、各福祉計画の連携と隙間を埋める計画であるので、発達障害については、障害者計画の議論の中で検討項目としたい。また、虐待については、例えば、高齢者については、地域包括支援センターや高齢福祉課の職員が実際にお宅を訪問し、虐待の事実について確認を行っている。達成度ということでは、家に何回行ったということは書けないが、文言を追加する方向で考えたい。次世代育成支援行動計画については、既に発行が済んでいる計画書である。いただいた指摘は所管課である子育て支援課に伝えるが、詳細をもう一度伺いたい。
- フェニールケトン尿症が知的障害を防ぐ可能性が高いという表記は、誰も賛同しないと思う。病気になると知的障害が防げるという表現になっている。
- 子育て支援課に話し、聴取したい。
- その他意見はあるか。
- 「2 『福祉のまちづくり』の推進」についての市民（地域住民）にできることの中に、点字ブロックに関する記述があるが、これは通称であり、正式には「視覚障害者誘導用ブロック」であるので、正式名を入れた方がよい。
- 了解した。
- 事務局には確認をお願いしたい。
- 市民（地域住民）にできること、事業者（所）にできることについては、我々（市）が考えた案なので、意見をいただき追加・訂正していきたい。
- 市民（地域住民）にできることに、「点字ブロックの上に自転車を置くのはやめましょう」とあるが「自転車等」にしてはどうか。
- 自転車について。本来通行してはいけない歩道を走っている。武蔵村山市は歩道が少ないこともあり、白杖を持って歩いていても、横をすごい勢いで走ることもあり怖い思いをすることがある。自転車道を

守るという内容は盛り込めないか。

- 行政はPRはできるが、市民にできることの中に文言を検討し盛り込みたい。
- よろしくお願ひしたい。
- 自転車の乗り方が昨年変わった。傘さし運転はしてはいけないなどとPRしてはいかがか。また、子どもは自転車の正しい乗り方を知らない。学校では指導がなされていると思うが、警察から自転車の乗り方について資料などもらえるので盛り込んではいかがか。
- 「安心・安全のまちづくりの推進」の項目で、「障害者や高齢者の方に迷惑をかけている」という表記はできるが、交通安全計画に掲載するような「傘をさしてはいけない」といった表記は福祉の計画では難しいのではないか。また、各学校では警察官の方が来て、交通安全教室で乗り方などについて教えている。また、市民総合センターの南側に自転車の交通安全学習広場を設置している。
- (交通安全学習広場は) あまり利用されていない。
- いずれにしても福祉の計画なので、自転車の乗り方については示しにくい。
- 全て盛り込むのは難しいと思うが、バリアフリーにも関わってくる問題なので、どういうところに配慮すればよいかといった内容は載せてもよいのではないか。
- 最近では、高齢者の中に自転車のルールを守っていない人もいる。自転車が走る所はどこなのか、区分けできないかと思う。車イスで歩道をこごうと思うと、ほとんど不可能だ。やはり道路側を通ることになる。全体的な事業として考えると、福祉計画であっても、交通安全計画ともどこかリンクしていないといけない。
- まちづくり条例の委員会に参加していたが、テーマとして出た。やはり道路の問題は大きく、歩道、車道、自転車道が出ていた。
- 表記の方法を含めて、自転車の乗り方については検討させていただきたい。道路については、実際には歩道、自転車道、車道の3つに分けたいが、実際には、歩道に自転車を通行できなくするだけでよいのかという問題や、道路を拡幅するために買収していく必要が出てくる。新しい道路では、歩道の拡幅を行っている。三ツ木地区の道路では、歩道が狭かったが歩道を広げ、歩行者が通れるようにした。財政的に許される範囲で今後とも進めていきたい。
- リンクしながらぜひ配慮していただきたい。他に意見はあるか。
- だいたいの自転車は歩道を走っていると思うが、本来は、道路交通法では自転車は歩道を走ってはいけないことになっている。新青梅街道のように交通量が多い道路で、自転車が車道を通ってもよいのかという問題もある。自転車が通行可能な歩道以外は全て車道を通りましよう決めてしまえばよいが、現実には無理である。実際には、車いすの方が通っている歩道に自転車とぶつかれば、自転車は軽車両なので賠償責任が問題になり、必ず自転車が負ける。こういう部分をうまくもっていきながら、市民(地域住民)にできることとして、協力体制をとってもいいのかと思う。
- 確かに、法律を守ってということになれば、新青梅街道で多数交通事故が起こることになる。やんわりとした表現で盛り込むことを検討する。
- 事務局は調整していただきたい。
- 日産跡地の中に4.5メートルの歩道があり、そこだけ歩行者と自転車道がある。

- 団地の通りの西側は狭いが植樹ブロックがないので自転車通行可の標識がある。その他はないと思う。自転車と歩道を分離し、自転車は車道側を通ることになっている。しかし、土地の買収などの問題から歩道を広げるのは難しい。
- ほとんどの歩道が狭い。車いすも通りにくいと思う。この計画にどう盛り込めるか考える。
- 視覚障害者はガイドヘルパーと一緒に杖を持って歩く人が大部分だ。自転車が後ろから来た場合はチリンチリンとベルを鳴らす。少しでも隙間があればものすごい勢いで駆け抜ける。一触即発だ。ただ、心ある人は自転車を降りて通ってまた乗っていく。そうした心遣いをしてほしいと思う。
- 「3 安心・安全のまちづくりの推進」の①参加・体験型交通安全教育の実施に今のような視点を盛り込めないか。
- ①参加・体験型交通安全教育の実施であれば、具体的にも書ける。
- 市民にできることの中でも、「積極的に参加し、お互いに暮らしやすいまちづくりの意識を高めましょう」などと盛り込めればよい。
- 福祉のまちづくりにこだわりすぎず、検討する。
- 村山特別支援学校の校長をしている。前政権の内閣府の障害者プランでは、個別の支援計画を策定し、障害があると判った時から就学前、就学、学校が終わった後も、福祉・医療・教育が連携して支援をするという支援計画を作りなさいと目標が示されたところだ。学校以外での取り組みというのが、行政では障害のある方だけというわけにはいかないと思うが、当方にも具体的な施策の説明がない。地域でいろいろなサービスを受ける窓口は市であり、また、支援計画、サービスのコーディネートという側面、保護者支援も重要である。特に就学前、就学期においては家族の生活をどう支えるかという視点である。ひとつ仕事が増えるということはあると思うが、支援計画というスタイルは進んできていないと感じる。行政の方に要請がなければ何もないということなのか。
- 策定懇談会では、地域福祉計画の後に、障害者基本法に基づく障害者計画の検討に入ることとなる。その中で触れたいと思う。個別の支援計画については7月に入ってからあらためてお話をさせていただきたい。
- 特段、そういう観点からがないかなと思った。相談体制のところに追加してもらえれば形になるかなと思った。
- 「3 安心・安全のまちづくりの推進」の⑤地域の見守り活動の推進に、自治会なども盛り込んではいかがか。自治会には、婦人会や子ども会など色々な地域の団体が入っているので、追加してはどうか。そうすればネットワークも広がるのではないか。
- この事業については新規事業となっている。高齢福祉課で見守りネットワークを試行的に始めており、自治会にもお願いしている。今年度、大南、学園にも広げたいと考えている。試行的にだが、行っているので、市民（地域住民）にできることについては、もっと詳しく表現したい。
- 先ほど、発達障害について載せられないかと申し上げ、考えていたのだが、障害者計画は関係者が読むものである。発達障害は自分がそれと分かっていない人がかなり多い。そういう人たちは障害者計画を見ないと思うので、地域福祉計画に載せた方がよい。適切な支援につながっていく。文言を入れてはどうか。
- 例えば、どこに盛り込んだらよいと思うか。

- そこまでは考えていないが、発達障害の人は発達障害に気づかずに成人になっている人が多い。
- 計画の展開で言うと、基本目標「保健・医療と連携した総合的な地域福祉サービスのあるまちづくり」の「保健・医療等の推進」に位置付けられるか。
- 理解してもらうことを目的にするか、サービスを目的にするかにもよるのではないか。
- どう位置付けていくか、今後検討いただきたい。
- 発達障害は増えてきている。突然高次脳機能障害の方を受け入れることになったが、2年近く見ていて素晴らしい結果を出している。高次脳機能障害は武蔵村山病院は科をつくった。そういう意味では、発達障害と一緒に、今後増える可能性があると思う。そういったことも含める必要がある。
- 計画の性格上、どのような形にするかということはある。どこに盛り込むか。
- 発達障害や高次脳機能障害は知的障害とは異なる。ただ、発達障害についても取り組みがなされていない。手探りで施設の方はやっている。福祉を優先するのなら、ぜひ地域福祉計画に含めていただきたい。
- 庁内の委員会でも調整し検討し、次回の策定懇談会においてその結果について報告することとする。そしてまた意見をいただければと思う。
- 質問だが、我々はどこまで意見が言えるのか。例えば、②公共交通機関の整備とバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進のところで、多摩都市モノレールについての記載があるが、5年、6年でなんとかかなる話ではないと思う。正式に決定すれば、根本的に計画も変わってくる。地域福祉計画を見たときに、これから子どもの数がどんどん減っていき高齢者が増えていく。その中で小学校が閉校になっていった時の、空き教室や空き学校は近い将来出てくると思うが、福祉のまちづくりの計画の一環として空き教室の利用などを盛り込むというようなことは別の委員会になるのか。
- モノレールについては、修正を加えられる部分は少ないと思う。学校の空き教室の関係では、小学校に関しては、1つ廃校して雷塚小学校となった。市の西部では、今まで畑が多かったが人口が増加してきており、プレハブを建てた。一方、村山団地内は少なくなっている。
 空き教室については、実際は空いていないようである。教育委員会の話だと、空き教室ではなく、子どもたちが教室以外のところで、活動するための部屋、教室として使っているので空き教室ではないという扱いをしているところもある。子どもが少ないから空き教室というわけではないと聞いている。基本的には教室が空いていけば使っていきたいと思っている。実際には空いている教室に学童クラブを開設しているので、この中で掲載できないということはないとは考えている。ただ、財政的な問題もあるので、掲載しても実際にはできないこともある。できないことをそのまま記載しておくことは計画としては無理がある。高次脳機能障害について先ほど話が出たが、掲載しておくだけで何の施策もしないのであれば、ただの紙きれになる。できる限り実現したいと思っているので、できる限り委員の意見をいただき、反映させていきたいと思う。
- 制限せずにどんどん意見をいただきたい。
- 加えていただきたい項目を言ってもよいか。

- お願いしたい。
- 表現として「努めます」などは、抽象的で何を具体的にするのかわかりにくい。具体的なことを書くのか、このままの書き方でいくのか。
- 例えば、「2 地域における福祉活動の基盤の強化」の①地域における福祉活動の場の提供についての項目についてのみ言えば、指定管理者制度を導入している。「適切な管理運営体制の実施に努めます」としているが、実際には、公募後、選定がなされ決定する。公の施設は、指定管理者でなければ、市が直接に行わなければならない。つまり、市の職員が直接行うということである。そうではなく、民間に指定管理者として行っていただくのが、各施設の指定管理者の導入である。ただ、残念ながら、民間事業者に手を挙げてもらえないこともある。そのため、一概に「実施します」とすると、手を挙げていただけなかった場合、どうするかという問題がある。基本的に、市は各事業、各施策は100%実施したいと思って努めている。ただ、こうした要素があるものは、曖昧な表現をさせていただかざるを得ないものもある。一例に過ぎないが、ご理解いただければと思う。
- 個別ケースにより変わりうるということだ。
- また、相談の充実についても、「相談の充実」とは何だということにもなる。ただ、100人を200人にすれば「相談の充実」かというところとは限らない。50人でも相談の内容が濃ければ相談の充実と言えると思う。数値で表せない部分もかなり多い。例えば、相談を長い時間かけて、例えば、最終的にどこかに就職できたなどもそうである。もちろん相談しなくても就職できる人もいる。数字で表せない部分も行っているの、実際に現場にいる者としては、「実施します」や「充実します」という表現が難しい部分もある。
- 我々の受ける第三者評価でも「努めます」と書いていると厳しく指摘を受けることもある。数値化できない部分も確かにあると思うが、数値化できる部分もある。例えば広報の回数やパンフレットの配布数など書ける。数値化が難しいのが8割だとしても、2割を取り組むべきだと思う。
- 「第1節 みんなが参加しているまちづくり」の「1 さまざまな地域福祉活動や交流の推進」の①広報・啓発活動等の推進についてだが、市民の意識を高めるために何をするのかなど具体的に書くのも計画だと思う。
- 内部では検討しているところだ。数値が出せる項目も出せない項目もある。今回、平成16年度と目標（平成22年度）について参考値として掲載している。ただ、現行の地域福祉計画の表現が漠然としており、どの事業のことなのか特定できない。把握しきれていない状況である。達成度についても、表記できないのなら、次回の計画では、例えば「パンフレットを1,000枚配布する」などと明確に分かりやすい指標にして5年後に達成できたか否かわかるので、検討したい。お時間をいただきたい。来月、この第4章と第5章を検討いただき、その後、障害者計画の検討に入っていくが、障害者計画の検討を行っている間に、事業について所管課と調整して検討していきたい。少なくとも5年後には進捗についてわかるように考えている。意見をいただければどんどん反映・修正していく。お時間をいただきたい。
- これから指標について精査していただく。ぜひ、見える計画にしていただきたい。

- 「6 支援のための制度の周知等」の②（仮称）権利擁護センターの設置等については、設置し100%にしたい。
- 今日まだ発言されていない方から意見・感想をいただきたい。
- 「第4節 生活困窮者を支え、自立を促進するまちづくり」の「1 生活保護者への日常生活支援」について。生活保護費の不正な形で業者がやっていることなどがよくテレビなどで取り上げられている。市では何か対策をしているのか。
- 本市では、生活保護費の不正受給はない。貧困ビジネスといって、安いアパートを提供し、生活保護を受給させ、印鑑・通帳も全部管理し、例えば7万円振り込まれたなら6万円を搾取し、1万円しか渡さないといったことなどある。また、医療費が無料になるので、こういう薬が巷で出ているから「〇〇薬品の△△」という薬を処方してもらいなさい、といったビジネスが新聞などでは報道されている。ただ、本市では、生活保護を受給した時点で持病を持っているとか、精神的に治療が必要といった場合、継続性が必要になるので、投薬の量が極端に増えない限りは、毎月レセプトも来るのでチェックしているので、不正には関与していないと考えている。ただ、実態としては、受給世帯は増える傾向にある。本市だけでなく、都内の方が地方より比較的受給率が高いということもあり、また、暮らしやすいという部分もあり、都内に集中してくるということもある。また、政策的にワンストップサービスとして、派遣村のようにそこまで行けば何とかしてくれるといった部分もあるので、東京都でいうと、派遣村を解散する時に、割り当てがあった。そういうことで、本市でも1人、2人受け入れたケースはある。ただ、高額な医療費を請求するとか、飛行機でその都度受診するというようなケースはない。
- 外国人で働かずに保護を受ける人は多いのか。
- 生活保護は面接を行う。外部から見える支援が必要な病やハンディキャップをもっている、あるいは、内臓疾患などで労働できない人が受給するというケースはあるが、基本的にビジネス的なものはない。
- 言葉が通じなくて難しいケースもあると思う。
- 外国の方とか日本人だとか区別はしていない。就労を目的として入国された方が就労できない場合には、帰国していただくことになる。ほとんどのケースは、女性の方で結婚したけれど上手くいなくて離婚して、というケースが多い。
- 次回は第4章について引き続き検討を行う。新しい指摘もあったので次回、事務局は示していただきたい。

(3) その他（参考「資料5 第3回地域福祉計画策定懇談会の日程について」）

- 先日、武蔵村山市長選挙が行われ、現在のところ、6月18日（金）に6月市議会が招集される予定であるが、詳細な日程が決定されていない。次回の策定懇談会の日程についても、市議会の日程次第で変更させていただかなければならないことも予想されるが、第1候補としては7月5日（月）午前10時から、第2候補としては同日午後2時から、第3候補としては6月29日（火）のどれかにさせていただきたいが、いかがか。
- 事務局から3候補示されたが、出席者の多い方に開催したいと思うが、いかがか。
- （6月29日（火）の出席者が多数）
- 6月29日が多くの方が出席可能ということなので、次回の策定懇

	<p>談会の開催日とする。以上をもって、本日の議事を終了する。</p> <p style="text-align: right;">－ 以上 －</p>
--	--

<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>公開</p> <p><input type="checkbox"/>一部公開</p> <p><input type="checkbox"/>非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p style="font-size: 2em;">()</p>	<p>傍聴者： <u> 0 </u> 人</p>
-------------------------	---	--------------------------------

<p>会議録の開示・ 非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>開示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示（根拠法令等：))</p> <p><input type="checkbox"/>非開示（根拠法令等：))</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>健康福祉部 地域福祉課（内線：154）</p>
--------------	----------------------------

（日本工業規格A列4番）